

規制区域指定の考え方

・国が定めた基礎調査実施要領（規制区域指定編）の「**規制区域の指定の考え方**」に基づき区域を指定

「宅地造成等工事規制区域」の指定の考え方

（市街地や集落など、盛土等により人家等に危害を及ぼしうるエリア）

- 都市計画区域
- 集落の区域(3戸以上の建築物が概ね50m以内で連たん)
- 上記に隣接・近接する土地の区域 など

「特定盛土等規制区域」の指定の考え方

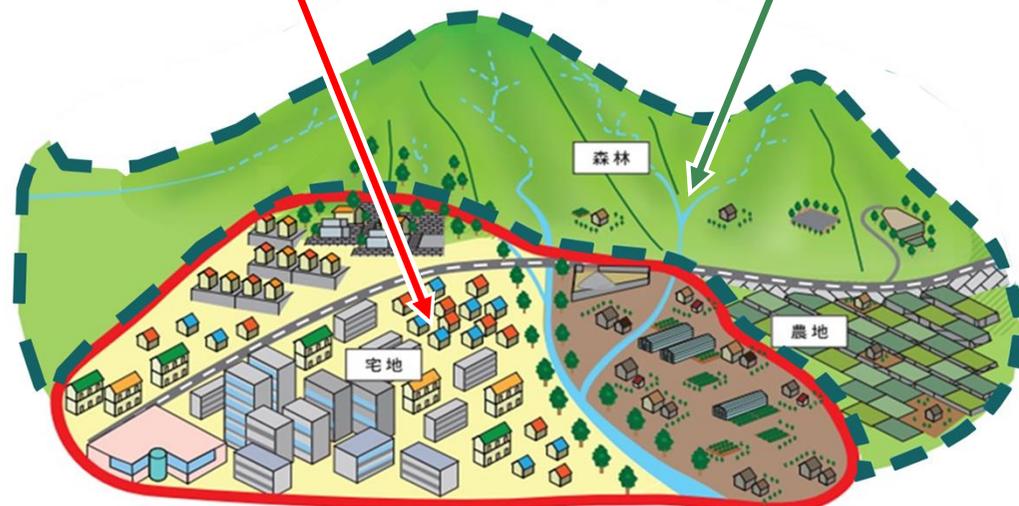
（市街地や集落からは離れているものの、地形等の条件から、盛土等により人家等に危害を及ぼしうるエリア）

- 市街地や集落等に土石流の被害が想定される溪流等の上流域
- 市街地や集落等に近接し、土砂の流出が想定される区域
- 土砂災害発生の危険性を有する区域（土砂災害警戒区域他）など

【規制区域のイメージ】

宅地造成等工事規制区域

特定盛土等規制区域



※ 基礎調査の結果、区域指定要件に該当しない区域がわずかに存在したが、不法投棄等の盛土が集中する恐れがあるため、群馬県全域を**宅地造成等工事規制区域**又は**特定盛土等規制区域**に指定する